なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第三十三号

なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則

なら歴史芸術文化村管理規則 (令和二年十月奈良県規則第十九号) の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 知事が必要がないと認めるときは、この限りでない

第十四条を第十五条とし、 第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、 第十条の

次に次の一条を加える。

(設備等の使用料)

第十一条 条例別表の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、 別表第

二のとおりとする。

附則第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 (第十一条関係)

区 分	設備等の名称	単 位	使用料
舞台設備	演台	卓	六〇〇円
	〒4541	一卓	三八〇円
	譜面台(指揮者用)	1 犯	11110円
	譜面台(一般用)	1 犯	六〇円
	指揮台	台	三六〇円

) ダ イ ナ	ダイナ	コンデ	ワイヤ	ワイヤ	音響設備 拡声装置	ピンス	スポッ	ロアホ	アッパ	照明設備が一ダー	つり看板	平台	楽団用椅子	-
イナミックマイク(セミナールーム用	ナミックマイク(ホール用)	ンデンサーマイク	・レスマイク(セミナールーム用)	ヤレスマイク(ホール用)		スポットライト	トライト	アホリゾントライト	ーホリゾントライト	ーライト	·板	(当台を含む。)	椅子	
個	個	個	個	個	式	一台	一台	一列	一列	一列	15	一台	脚	•
四一〇円	五二〇円	九〇〇円	七八〇円	八九〇円	一、〇七〇円	一、〇三〇円	100円	111110円	11100E	1100E	一一〇巴	1110円	六〇円	-

三〇〇円	回	シャワー	諸設備
八三〇円	台	用)	
一、一五〇円	台	ブルーレイプレーヤー(ホール用)	
三、一三〇円	台	ミナールーム用)	
三、二九〇円	台	畑 プロジェクター(スクリーン付き)(ホ	映 写 設 備
五 〇 円	台	ールーム用)	
六五〇円	台	カセットテープレコーダー(ホール用)	
六五〇円	一石	用)コンパクトディスクレコーダー(ホール	
二二〇円	本	マイクスタンド(卓上型)	
二三〇円	本	マイクスタンド(床上型)	
二三〇円	本	マイクスタンド(ブーム型)	

備考 実費相当額を徴収する。 文化村の設備等以外の物を使用する場合において、 電気等を使用したときは、

第五号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。 附 則